令和８年度第１回
南アルプス市環境審議会資料

令和８年９月１７日（木）１０時００分～

南アルプス市役所　東別館３階　大会議室

令和８年度　第１回　南アルプス市環境審議会資料

令和８年９月１７日

《南アルプス市環境行政の現状について》

１．公害対策について

〇公害とは

環境の保全上の支障のうち、事業活動やその他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（１）騒音

騒音規制法では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。また山梨県生活環境の保全に関する条例では、騒音規制法とは別の見地から、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について、必要な規制を行っている。

【規制の対象】

〇特定工場・事業場

法により市では、区域や時間帯ごとの規制基準を定め、政令で種類・規模を指定した騒音を発生する特定施設（金属加工機械、空気圧縮機、土石用破砕機など）を設置している者は、この基準を遵守しなければならない。また、これらの施設を設置する際には事前に市長への届出が必要となる。市長は規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、改善の勧告をすることができる。さらに改善の勧告に従わない場合は改善の命令を行うことができる。

山梨県生活環境の保全に関する条例では、騒音規制法の対象施設より規模の小さい施設や騒音規制法では定めていない施設を定めている。

規制基準及び届出並びに改善の勧告や命令については、法に準拠している。

特定工場等における騒音の規制基準（単位：デシベル）

区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第１種区域	50	45	40
第２種区域	55	50	45
第３種区域	65	60	50
第４種区域	70	65	60

《時間の区分》

昼間：午前８時から午後７時まで

朝　：午前６時から午前８時まで

夕　：午後７時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から翌日の午前６時まで

※規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

〈区域の区分〉

第１種区域：良好な環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

（例）櫛形：あやめが丘等

第２種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

（例）一般住宅地域

第３種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第４種区域：主として工業等に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

（例）櫛形:Astemo（株）

※工業専用地域（甲西工業団地等）は規制の対象外となっている。

特定施設の設置状況：詳細は【別紙１参照】

○特定建設作業

騒音規制法により市では、規制基準をあてはめる区域を定め、政令で種類・規模を指定した著しい騒音を発生する特定建設作業（くい打機、くい抜機、びょう打機など）を行う者は、この基準を遵守しなければならない。これらの作業を実施する際には事前に市長への届出が必要となる。市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに、環境大臣が定める基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、改善の勧告を行うことができる。さらに改善の勧告に従わない場合は改善の命令を行うことができる。
山梨県生活環境の保全に関する条例では、騒音規制法で定めていない作業を定めている。届出並びに改善の勧告や命令については、法に準拠している。

特定建設作業に関する規制基準（騒音規制法）

<table>
<tr><th>規制種別</th><th>区域の区分</th><th>規　制　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">騒音の基準</td><td>第１号区域</td><td rowspan="2">特定建設作業の場所の敷地境界線で85デシベルを超える大きさでないこと。</td></tr>
<tr><td>第２号区域</td></tr>
<tr><td>作　業　期　間　に</td><td>第１号区域</td><td>午後７時から翌日の午前７までの時間内において行なわれないこと。</td></tr>
<tr><td>関　す　る　基　準</td><td>第２号区域</td><td>午後10時から翌日の午前6までの時間内において行なわれないこと。</td></tr>
<tr><td>１日当たり作業</td><td>第１号区域</td><td>10時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）</td></tr>
<tr><td>時間に関する基準</td><td>第２号区域</td><td>14時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）</td></tr>
<tr><td>作　業　期　間　に</td><td>第１号区域</td><td rowspan="2">連続して6日を超えないこと。</td></tr>
<tr><td>関　す　る　基　準</td><td>第２号区域</td></tr>
<tr><td>日　曜　休　日　に</td><td>第１号区域</td><td rowspan="2">日曜日その他の休日に行われないこと。</td></tr>
<tr><td>関　す　る　基　準</td><td>第２号区域</td></tr>
</table>

（注）災害その他の非常事態などの適用除外となる場合は次のとおりです。

① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
③ 鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
④ 道路法による占有許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
⑤ 発電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

〈区域の区分〉

第１号区域	・特定工場等において発生する騒音で指定された地域のうち、第１種、第２種、第３種区域 ・特定工場等において発生する騒音で指定された地域で第４種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね８０メートル以内の区域
第２号区域	特定施設の規制区域で定める区域のうち第１号区域以外の区域

特定建設作業の規制基準（条例）

規制種別	区域の区分	規　制　基　準
騒音の基準	くい打ち機	特定建設作業の場所の敷地境界線で８５デシベルを超える大きさでないこと。
	パワーショベル等	特定建設作業の場所の敷地境界線で７５デシベルを超える大きさでないこと。
作業期間に関する基準	第１号区域	午後７時から翌日の午前７時までの時間内において行われないこと。
	第２号区域	午後１０時から翌日の午前６時までの時間内において行われないこと。
１日当たりの作業時間に関する基準	第１号区域	１０時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
	第２号区域	１４時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業機関に関する基準	第１号区域	連続して６日を超えないこと。
	第２号区域	
日曜休日に関する基準	第１号区域	日曜日その他の休日に行われないこと
	第２号区域	

※第１号、第２号の区域の区分及び災害等の適用除外は法に準拠している。

○自動車騒音

自動車騒音の常時監視については、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、「自動車騒音公害防止」の基礎資料となるよう、年間を通じ、自動車騒音に対して地域が曝される状況について、平均的状況を継続的に把握することを目的とし実施している。

騒音測定調査については、市長は指定地域について行うことと定めており、この騒音調査測定結果から、自動車騒音が要請限度を超過し、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市長は都道府県公安委員会に対して、改善等の要請をすることができる。また、市長は要請限度を超えていない場合でも、必要に応じて道路管理者や関係行政機関の長に対して、騒音を小さくするように意見を言うことができる。

これらの調査結果については、市長は公表するものとしている。

自動車騒音の要請限度

時間区分/指定地域		a区域		b区域		c区域
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
昼間	午前6時～午後10時	65	70	65	75	75
夜間	午後10時～午前6時	55	65	55	70	70

〈区域の区分〉

a区域：専ら住居の用に供されている区域

b区域：主として住居の用に供されている区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供されている区域

【参考】騒音の環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められている。この環境基準の達成状況の地域の評価は、道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとしている。

道路に面する地域に係る環境基準

時間区分／指定地域		A地域	B地域	C地域
		2車線以上	2車線以上	1車線以上
昼間	午前6時～午後10時	60	65	65
夜間	午後10時～午前6時	55	60	60

〈地域の区分〉

A地域：専ら住居の用に供されている地域

B地域：主として住居の用に供されている地域

C地域：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供されている地域

【令和７年度調査個所】県道５号甲府南アルプス線・県道１２号韮崎南アルプス中央線
自動車騒音調査結果（２路線、９地点）

No.	路線名	住　所	沿　道　地　点						背後地地点	
			等価騒音レベル（dB）		基準値等　適合状況（○：適合　●：不適合）				等価騒音レベル（dB）	
					環境基準		要請限度			
			昼間	夜間	昼間（70dB）	夜間（65dB）	昼間（75dB）	夜間（70dB）	昼間	夜間
①	県道５号 甲府南アルプス線	上今諏訪 437-4	６６	６１	○	○	○	○	５２	４６
②	県道５号 甲府南アルプス線	上今諏訪 444-1	６４	５９	○	○	○	○	４６	４０
③	県道５号 甲府南アルプス線	下今諏訪 354-6	６５	５８	○	○	○	○	４６	４０
④	県道１２号 韮崎南アルプス中央線	有野 3306-2	６５	５６	○	○	○	○	５１	４２
⑤	県道１２号 韮崎南アルプス中央線	飯野新田 1395	６５	５６	○	○	○	○	４３	３３
⑥	県道１２号 韮崎南アルプス中央線	藤田 2467-1	６５	５５	○	○	○	○	４７	３６
⑦	県道１２号 韮崎南アルプス中央線	藤田 4577	７０	６４	○	○	○	○	４６	４０
⑧	県道１２号 韮崎南アルプス中央線	小笠原 1829-1	６７	５９	○	○	○	○	４１	３５
⑨	県道１２号 韮崎南アルプス中央線	鏡中條 1123	５８	５１	○	○	○	○	４６	４０

※身近な音の大きさについて（目安）

１２０デシベル　・飛行機のエンジンの近く
１００デシベル　・電車が通るときのガードの下
８０デシベル　・地下鉄の車内・電車の車内・ピアノ（正面 1m）
６０デシベル　・静かな乗用車・普通の会話
４０デシベル　・市内の深夜・図書館・静かな住宅の昼
２０デシベル　・木の葉のふれあう音・置時計の秒針の音（前方 1m）

（２）振動

振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的としている。

【規制の対象】

〇特定工場・事業場

法により市では、区域や時間帯ごとの規制基準を定め、政令で種類・規模を指定した振動を発生する特定施設（金属加工機械、空気圧縮機、土石用破砕機など）を設置している者は、この基準を遵守しなければならない。また、これらの施設を設置する際には事前に市長への届出が必要となる。市長は、規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、改善の勧告を行うことができる。さらに、改善の勧告に従わない場合は改善の命令を行うことができる。

特定工場等における振動の規制基準（単位：デシベル）

区域の区分	昼間	夜間
第１種区域	60	55
第２種区域	65	60

《時間区分》
昼間：午前８時から午後７時まで
夜間：午後７時から翌日の午前８時まで

※規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいう。

〈区域区分〉

第１種区域：良好な環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第２種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

※工業専用地帯（甲西工業団地等）は規制の対象外となっている。

特定施設の設置状況：詳細は【別紙１参照】

〇特定建設作業

振動規制法により市では、規制基準をあてはめる区域を定め、政令で種類・規模を指定した著しい振動を発生する特定建設作業（くい打機、鋼球破壊機、舗装版破壊機、ブレーカーなど）を行うものはこの基準を遵守しなければならない。これらの作業を実施する際には、事前に市長への届出が必要となる。市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が昼間、夜間、その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並び、区域の区分ごとに環境大臣が定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、改善の勧告を行うことができる。さらに改善の勧告に従わない場合は改善の命令を行うことができる。

特定建設作業に関する規制基準（振動規制法）

規制種別	区域の区分	規　制　基　準
振動の基準	第１号区域 第２号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で75デシベルを超える大きさでないこと。
作業時間に関する基準	第１号区域	午後７時から翌日の午前７時までの時間内において行われないこと。
	第２号区域	午後10時から翌日の午前６時までの時間内において行われないこと。
１日当たり作業時間に関する基準	第１号区域	10時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
	第２号区域	14時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業期間に関する基準	第１号区域 第２号区域	連続して６日を超えないこと。
日曜休日に関する基準	第１号区域 第２号区域	日曜日その他の休日に行われないこと。

※災害その他の非常事態などで適用除外となる場合は、騒音規制法と同様である。

〈区域の区分〉

第１号区域	・規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域 ・規制図面中、赤色に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
第２号区域	規制区域のうち、第１号区域以外の区域

道路交通振動の要請限度

地域の区分	要請限度	
時間の区分	昼間	夜間
第１種区域	65	60
第２種区域	70	65

※〈時間の区分〉及び〈区地域の区分〉は特定工場・事業場の規制基準の区域の区分と同様である。

（３）悪臭

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

【規制の対象】

市長が、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認めて指定した規制地域内においては、悪臭を発生する全ての事業場が規制対象となる。規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。また市長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、改善の勧告をすることができる。また、この改善の勧告に従わないときは、改善の命令をすることができる。

敷地境界線上における規制基準

区域の区分	Ａ区域	Ｂ区域	Ｃ区域
規制基準（臭気指数）	13	15	17

〈区域の区分〉

Ａ区域：主な住居地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

Ｂ区域：準工業地域、商業地域など、これらに相当する地に準ずる地域

Ｃ区域：工業地域など、悪臭に対して順応の見られる地域に準ずる地域

※臭気指数とは？

「臭気指数」とは、臭気の強さを表す数値で、嗅覚検査により正常な嗅覚をもっていると判断された被検者がにおいのついた空気をにおいが感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数に１０を乗じた数値。臭気指数の算出式は以下のとおり。

臭気指数＝１０×Ｌｏｇ（臭気濃度）

例）　臭気を１００倍に希釈したとき､大部分の人がにおいを感じられなくなった場合、その臭気濃度は１００で、その臭気指数は２０となる。

また、臭気を３０倍に希釈したときの臭気指数は１５で、臭気を１０倍に希釈したときの臭気指数は１０となる。

（４）水質

【水質汚濁防止法】

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下への浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域の水質の汚濁及び地下水の水質の汚染の防止を図る。

○市の取り組み

「水質調査」

・河川水質調査・・・・・市内を流れる河川の主要ポイント２５地点の水質調査を年に２回（夏と冬）行い、河川の水質状況を監視
→　詳細は**【別紙２－１】**

・地下水水質調査・・・・市内を６８区画に分割し、毎年１２区画をローテーションにより調査している。→　詳細は**【別紙２－２】**

・事業所排水水質調査・・甲西工業団地内の集合排水の水質調査を行う。
→　詳細は**【別紙２－３】**

・地下水モニタリング調査
・・・平成１６年８月に発生した日立 Astemo(旧トキコ)の土壌汚染に関連し、日立 Astemo 付近の井戸２箇所の水質調査を年１回実施している。→　詳細は**【別紙２－４】**

【生活排水】

公共下水道については、上下水道局で整備・加入促進を進めているが、未整備地域については、浄化槽の管理徹底を呼びかけていく。

また、国、県の補助金を活用し、下水道の計画区域以外で一般住宅へ浄化槽を設置する場合にその費用の一部（対象事業費１／３）を補助する。

（５）公害防止協定

地方公共団体又は地域住民と、当該地域に立地し又は立地しようとする企業間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康保護と生活環境の保全を図ることを目的として、両者の自由意志に基づき締結される文書による合意である。

現在、市では次の企業と公害防止協定を結んでいる。

1. 三井金属ダイカスト 株式会社(韮崎市　御勅使工業団地内)
2. トヨタホーム 株式会社(徳永)
3. YKK AP 株式会社山梨工場（加賀美）
4. Astemo 株式会社（吉田）
5. 株式会社 テクノプラント(戸田　甲西工業団地)
6. エルテックサービス 株式会社(戸田　甲西工業団地)
7. 株式会社 エコ・フカサワ(藤田)
8. 有限会社 峡南環境サービス(戸田　甲西工業団地)

※公害防止協定の概要　→　**【別紙３】**

（６）公害に関する苦情の概要

令和７年度公害苦情件数

公害の種類	騒音・振動	悪臭	水質汚濁	大気汚染
件　数	２３	１３	３	０

公害の主な事例

公害の種類	被害状況	処理･対策方針
騒音 振動	・工場、作業所の作業音がうるさい。	・工場へ苦情があった旨を伝え、対策をとるように指導し、場合により騒音測定をすることもある。
悪臭 大気汚染	・水路から悪臭がする。 ・焼却炉で廃材を燃やしている。	・原因が特定できる場合は浄化槽の適切な管理の指導。原因が特定できない場合は、道路管理者に依頼しグレーチングを蓋に替えるなどの処置。 ・焼却炉が適切なものか確認し、基準を満たしていない場合は焼却の中止と修繕を指導。
水質汚濁	・河川に油が流れている。 ・河川に泡が流れている。	・事故により水路にオイルが流出。オイルマットで吸着して対応。 ・原因不明でそのまま泡は消滅（原因が特定できる場合は、排出者へ浄化槽の管理等の注意・指導を行う）。

〇野焼きの対応について

農業に伴う野焼きに関する案件が多くなってきている。農政課やJA南アルプス市とも連携を取る中で、農業者へ指導すると共に、市民へも広報等により啓発を行っている。